年度宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）

【県処理欄】

申請日　　　　　　　　　　申請番号

支給申請兼実績報告書（兼認定変更申請書）

令和　　　　年　　月　　日

　宮城県知事　村井　嘉浩　殿

申請事業主

住所

名称

代表者

役職・氏名

（電話番号）

代理人名称

代理人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　別添事業計画書のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第３条の規定により宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）金　　　　　　　　　　円を交付されるよう、宮城県事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）支給要綱（以下「支給要綱」という。）第１４第２項に規定する関係書類（以下「関係書類」と略す。）を添えて申請します。

　（また、別添事業計画書のとおり、事業計画に変更がありましたので、支給要綱第１２第３項の規定により変更内容を証する書類を添えて申請します。）

　なお、申請するに当たって、添付しました事業計画書及び関係書類（認定変更申請書を兼ねる場合は、変更内容を証する書類も含む。）の記載事項について、事実に相違ないことを誓約します。

連絡先（事業主・代理人）　※当申請書の内容については、下記担当者に問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者の部署・職・氏名 |  |
| 電話番号 |  | 携帯番号 |  | FAX番号 |  |

（２面につづく）

**注意事項**（特に注意していただきたいことは、以下のとおりです。）

**１　対象労働者について**

次のいずれかの事由に該当する場合は認定されません。

　　①　認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に解雇した場合は、解雇者の人数に相当する労働者分

　　②　再雇用者にあっては、認定申請日の属する県の会計年度の前年度の4月1日以降に、雇用期間の定めのない又は更新可能な1年以上の有期雇用で同一事業所に就労した事実がある労働者。

　　③　派遣労働者　など（支給要綱第5第2項関係）

**２　記載事項について**

(1)　記載事項について確認が必要となった場合、追加で書類を提出していただくことがございます。

(2)　記載事項に相違があった場合のほか、申請のあった事業所から無作為に事業所を選定し、支給要綱第30に規定する実地調査等を行うことがございます。

**３　本助成金の支給について**

　(1)　万が一、対象労働者に未払い（例えば、最低賃金を下回っている場合は、最低賃金との差額分の未払い、又は、時間外、休日及び深夜の割増賃金の未払いなど）があった場合は、本助成金は不支給となります。

　(2)　離職していた場合や要件に合致していないことが判明した場合には、減額又は不支給となります。

**４　本助成金の受給について**

本助成金を不正受給した場合又は本助成金の支給要件に反した場合その他支給要綱に規定する取消事由に該当した場合は、認定、変更認定又は支給決定が取り消されることがございます。また、取り消された場合において、既に本助成金の支給を受けた者は、補助金等交付規則第18条の規定により、年10.95％の加算金及び延滞金を加算して返還しなければなりません。

|  |  |
| --- | --- |
| **上記注意事項について確認し、理解しました。（右の□にレ点チェックを付けてください。）** | **□** |